

令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する
検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因
に関する事及び浸水被害を最小化する方策等について適正な検証を行うた
め、令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関す
る検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検証する。

- (1) 令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水原因に
関すること。
- (2) 浸水被害を最小化する方策に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、建設緑政局及び上下水道局に属する事務を担当する副市長をも
って充てる。
- 3 副委員長は、上下水道事業管理者及び建設緑政局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員（副委員長を含む。）の半数以上の出席がなければ、会議
を開くことができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、急施を要する事項等委員長が特に認めたもの
については、書類の回議により委員会の審議に代えることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数で決し、可
否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職
務を代理する。

7 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の委員会への出席を求め、
その説明又は意見を聴くことができる。

（部会の設置）

第5条 委員会は、第2条に規定する事項について調査審議を行うため、部会
を設置する。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ別表第2
に掲げる者をもって充てる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、下水道部において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委
員長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員名簿

| |
|------------------------|
| 上下水道局下水道部下水道部長 |
| 建設緑政局道路河川整備部長 |
| 上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当） |
| 上下水道局下水道部南部下水道事務所長 |
| 上下水道局下水道部中部下水道事務所長 |
| 川崎区役所道路公園センター所長 |
| 幸区役所道路公園センター所長 |
| 中原区役所道路公園センター所長 |
| 高津区役所道路公園センター所長 |
| 多摩区役所道路公園センター所長 |
| 上下水道局下水道部下水道計画課長 |
| 上下水道局下水道部管路保全課長 |
| 上下水道局下水道部施設保全課長 |
| 建設緑政局道路河川整備部河川課長 |
| 建設緑政局道路河川整備部道路施設課長 |
| 建設緑政局総務部企画課長 |
| 総務企画局都市政策部企画調整課長 |
| 総務企画局危機管理室の初動対策担当の担当課長 |

別表第2（第5条関係）

下水道部会 名簿

| | |
|------|-----------------------------|
| 部会長 | 上下水道局下水道部下水道部長 |
| 副部会長 | 上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当） |
| 〃 | 上下水道局下水道部南部下水道事務所長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部中部下水道事務所長 |
| 部会員 | 上下水道局下水道部入江崎水処理センター所長 |
| 〃 | 上下水道局総務部庶務課の危機管理担当の担当課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道管理課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道計画課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道計画課の計画調整担当の担当課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道計画課担当課長（技術開発担当） |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道管路課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部管路保全課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部施設課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部施設保全課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部中部下水道事務所管理課長 |
| 〃 | 建設緑政局道路河川整備部道路施設課長 |
| 〃 | 建設緑政局道路河川整備部河川課長 |
| 〃 | 川崎区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 幸区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 中原区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 高津区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 多摩区役所道路公園センター整備課長 |

別表第2（第5条関係）

河川部会 名簿

| | |
|------|--------------------|
| 部会長 | 建設緑政局道路河川整備部長 |
| 副部会長 | 川崎区役所道路公園センター所長 |
| 〃 | 高津区役所道路公園センター所長 |
| 〃 | 多摩区役所道路公園センター所長 |
| 部会員 | 建設緑政局道路河川整備部河川課長 |
| 〃 | 建設緑政局道路河川整備部道路施設課長 |
| 〃 | 建設緑政局総務部企画課長 |
| 〃 | 川崎区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 高津区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 多摩区役所道路公園センター整備課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部下水道計画課長 |
| 〃 | 上下水道局下水道部管路保全課長 |